

議第85号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年12月6日提出

提出者 檀原市議会議員 大北 かずすけ

賛成者 檀原市議会議員 榎 尾 幸 雄

〃 〃 榎 本 利 明

〃 〃 大 保 由 香 子

〃 〃 松 木 雅 徳

〃 〃 うすい 卓 也

〃 〃 細 川 佳 秀

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「、6月に支給する場合には100分の157.5、12月に支給する場合には100分の177.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（次条において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

第2条 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

(市長が定める規則への委任)

第3条 前2条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員に対して支給される期末手当の額の改定を行うもの